平成２９年（再イ）第１９号
北海道勇払郡安平町追分白樺１丁目142番地
再生債務者　清水　忠彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月26日
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（再イ）第５号
福島県白河市新白河１丁目27番地２　コーポマリ103号
再生債務者　木村　和浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月26日
福島地方裁判所白河支部再生係

平成２９年（再イ）第２５号
福井市西木田１丁目５番21号
再生債務者　高木哲信こと　髙木　哲信
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月26日　福井地方裁判所

平成２９年（再イ）第３２号
滋賀県甲賀市水口町下山693番地297
再生債務者　岡本　定憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月26日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第４６号
岡山市北区津高140番地３　コザックス609号室
再生債務者　三村　生長
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月26日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１１号
広島県呉市本通８丁目13番10号
再生債務者　原本　　司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月26日　広島地方裁判所呉支部

平成２９年（再イ）第１４号
愛媛県新居浜市八幡１丁目18番36号
再生債務者　田坂　和彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年12月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年12月26日　松山地方裁判所西条支部

弁理士登録公告

平成29年12月20日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
12月20日	21292	清水　貴雄
12月20日	21293	長岡　修史
12月20日	21294	工藤はるか

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成29年10月11日	16178	中山　秀明	死亡抹消
平成29年11月29日	20255	和田　朋子	申請抹消
平成29年11月30日	09470	加々美紀雄	〃
平成29年11月30日	18917	森本　啓嗣	〃
平成29年12月13日	14469	小副川　みさ子	〃

弁理士数　11,221名
（平成29年12月20日現在）
平成30年1月15日　日本弁理士会

公示送達

春日野美保氏が本会から送達を受けるべき下記の文書は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程第10条第３項の規定により、本会がこの旨を本会の掲示場に掲示した平成30年１月15日の翌日から起算して14日を経過したときに下記の文書の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀審査会平成29年（コシ）第202号～同第216号事案の決定通知及び決定書謄本

平成30年1月15日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　村岡　徹也
　登録番号　39230
　事 務 所　東京都港区虎ノ門５－11－15
　　虎ノ門ＫＴビル２階
　　アジア国際総合法律事務所
3　処分の内容　業務停止１年
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年12月15日

平成29年12月25日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　山岡　宏敏
　登録番号　23540
　事 務 所　東京都千代田区丸の内２－２－３
　　丸の内仲通りビル６階609区－Ｂ
　　レガリスの森法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年12月21日

平成29年12月25日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　太田　真也
　登録番号　37657
　事 務 所　東京都千代田区岩本町３－11－８
　　イワモトチョービル２階225
　　神田のカメさん法律事務所
3　処分の内容　業務停止２月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年12月21日

平成29年12月25日　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・人相不明、白骨（頭蓋骨、腰椎、骨盤、大腿骨、腓骨）、身長170センチメートル、50～70歳くらい、女性（推定）、靴（亜茶色）、スカーフ（紫色）、ジャケット（えんじ色）、ハンカチ（水色）、手提げかばん（紺色）、小銭入れ（黒色・現金730円在中）、ズボン（黒色）、ダウンジャケット（黒色）、ベスト（紫色）、肌着下衣（肌色）、長袖上衣（肌色）、靴下（紫色）、焼酎容器（220ml容器）、股引（肌色）、パンツ（肌色）、焼酎容器（220ml・タカラカップ）、蓋、マスク（白色）、肩パッド

上記の者は、平成29年６月28日午後３時40分頃、兵庫県豊岡市日高町水上252番地の８富士本方から西北西約560メートル先山中にて発見されました。死亡日時は死後半年～３年（推定）、死亡原因は不詳です。死亡場所は兵庫県豊岡市日高町水上252番地の８富士本方から西北西約560メートル先山中（推定）。身元不明につき火葬に付し、遺骨を安置しています。

お心当たりの方は、当市福祉事務所社会福祉課生活援護係までお申し出下さい。

平成30年1月15日
兵庫県　豊岡市長　中貝　宗治